平成２５年（フ）第１２３号
千葉県印西市草深190番地
破産者　是枝　伸二
1　決定年月日　平成25年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第７９０号
名古屋市西区花の木３丁目19番５号　佐藤ビル３Ａ
破産者　有限会社和幸
1　決定年月日　平成25年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１０４７号
愛知県春日井市高森台１丁目15番地18
破産者　株式会社ライフステア
1　決定年月日　平成25年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１１０７号
愛知県清須市西堀江117番地
破産者　有限会社トリニティー・クルー
1　決定年月日　平成25年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１１５３号
名古屋市東区徳川１丁目10番35号　ナビシティ徳川Ｉ305号
破産者　有限会社メンフィス
1　決定年月日　平成25年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第４８７号
熊本県菊池郡菊陽町光の森７丁目51番７号
破産者　株式会社ハーベストヴィレッジ
1　決定年月日　平成25年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第３９７号
札幌市手稲区手稲本町２条１丁目４番５―801号
破産者　有限会社ミツイアンドカンパニー
1　決定年月日　平成25年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第９７号
宮城県宮城郡七ケ浜町松ケ浜字謡24番地の18
破産者　有限会社エム・ケイ・ライン
1　決定年月日　平成25年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第１０１号
千葉県山武郡九十九里町真亀新田4125番地
破産者　有限会社大津屋建設
1　決定年月日　平成25年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２５年（フ）第３号
愛知県北名古屋市高田寺起返32番地
破産者　株式会社エスエス建設
1　決定年月日　平成25年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第９９号
三重県桑名市多度町香取427番地２
破産者　株式会社アール・ティー・ダイニング
1　決定年月日　平成25年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２５年（フ）第１００号
岐阜県海津市南濃町境2542番地７、前住所三重県桑名市多度町香取427番地２
破産者　田代　暁志
1　決定年月日　平成25年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２５年（フ）第９４６号
大阪府豊中市庄内東町５―７―25―302、商業登記簿上の本店所在地大阪市淀川区田川北２丁目５番45号
破産者　株式会社ファストナビ
1　決定年月日　平成25年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１２１１号
大阪市中央区道修町４丁目５番16号　エムアンドエムビル
破産者　株式会社サクシード
1　決定年月日　平成25年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１６３５号
大阪府東大阪市衣摺６丁目９番17号、商業登記簿上の本店所在地大阪市東成区玉津２丁目６番10号
破産者　中山鋲螺株式会社
1　決定年月日　平成25年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３１２２号
大阪府箕面市粟生新家２丁目10番25号
破産者　有限会社菱栄
1　決定年月日　平成25年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第６７号
岡山市北区奉還町２丁目９―30
破産者　株式会社Ａｒｃａｄｅｚｅｒｏ
1　決定年月日　平成25年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第６８号
岡山市北区奉還町２丁目９番30号
破産者　大西　励治
1　決定年月日　平成25年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２３６号
岡山市東区中尾204番地　池之内ヒルズＡＮＮＥＸ106
破産者　長坂　　勝
1　決定年月日　平成25年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３６９号
岡山市南区並木町２丁目６番21号
破産者　原野　　博
1　決定年月日　平成25年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５４９号
東京都三鷹市新川１丁目４番23号グリーンハイツ101
破産者　高岡美和子（旧姓上野・和田）
1　決定年月日　平成25年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部